



# さくら通信 11月号



2009年11月 No. 59

## どじょうすくい

先日、大山方面に出張したおり、島根県の安来節演芸館に立ち寄った。館内の展示物を見ていると、お誘いがあり、衣装を着せられて舞台に立つこととなった。檜作りの立派な舞台だが、同行の仲間も一緒だったので楽しく踊る事ができた。安来節「どじょうすくい踊りちょこっと名人修了証」をいただき、笑顔が良いと褒めていただいた。「同じ阿呆なら踊らな損々」である。(竹内)

## 裁判員等に支給される旅費、日当、宿泊料の取り扱い

先日、徳島地裁において、県内第1号となる裁判員裁判が開かれました。

平成16年に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、平成21年5月21日から裁判員制度が始まりました。

裁判員制度とは、国民が裁判員として刑事裁判に参加することで「開かれた司法」を目指そうとする制度です。

ところで、当該法律により裁判所から呼び出しを受けた裁判員候補者や裁判員が、裁判所に出頭した場合には、旅費、日当、宿泊料が支払われることとなっています。

こうした旅費等の課税上の取り扱いが気になるのですが、国税庁ホームページによると、これら旅費等は、その合計額を雑所得として取り扱おうとされています。

したがって、裁判員等としてこうした旅費等を受け取った場合には、原則として確定申告をする必要があります。なお、実際に負担した旅費・宿泊料等、裁判所に出頭するのに際し直接要した費用については、必要経費として、雑所得の計算上差し引くことができます。(大寺)

さくら税理士法人  
 さくら社会保険労務士法人  
 労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
 ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>  
 Eメールアドレス : [kimutake@js4.so-net.ne.jp](mailto:kimutake@js4.so-net.ne.jp)  
 TEL : 088-625-2556  
 FAX : 088-654-1181



裏面も御覧下さい

## 中小企業緊急雇用安定助成金とは？

事業縮小のため、社員を休業・教育訓練・出向をさせたとき

### もらえる会社

雇用保険に加入している中小企業の会社であること

景気の変動、産業構造の変化等にもなう経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた、次のいずれにもあてはまる会社であること

最近3カ月の売上高または生産量がその直前3カ月または前年同期比で減少していること

前期決算等の経営利益が赤字であること（生産量が5%以上減少している場合は不要）

休業・教育訓練又は出向を行い、休業手当や賃金を支払うか、出向元会社が賃金の一部を負担したこと

休業・教育訓練又は出向についての労使間の協定によるものであること

### 対象となる休業・教育訓練・出向

（休業）

社員の全一日の休業又は会社一斉もしくは社員ごとに短時間休業を行うこと

**休業手当**をきちんと支払われていること

（教育訓練）

全一日にわたって行われるものであること

就業規則等に基づく教育訓練でないこと

教育訓練実施日に通常の賃金の6割以上支払われること

（出向）

出向期間が3カ月以上1年以内であって、出向元に復帰すること

出向社員の同意を得ていること

人事交流目的や出向社員を交換するものでないこと

など

注意

休業等を実施するまでに、安定所に実施計画書を提出することが必要ですので、事前に当社へご連絡いただき、休業等の計画状況をお知らせいただけたらと思います。

（宮本）

表面も御覧下さい